

第 5 次 地 域 管 理 經 営 計 画 書

第 5 次 国 有 林 野 施 業 実 施 計 画 書

(紀 南 森 林 計 画 区)

(第 一 次 変 更 計 画 書)

計 画 期 間 $\left[\begin{array}{l} \text{自 平 成 3 1 年 4 月 1 日} \\ \text{至 令 和 6 年 3 月 3 1 日} \\ \text{(変 更 年 月 令 和 2 年 3 月)} \end{array} \right]$

近畿中国森林管理局

目 次

〔国有林野施業実施計画書〕

2	施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	1
	(3) 水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積	1
5	保護林及び緑の回廊の名称及び区域	2
	(1) 保護林の名称及び区域	2

第5次国有林野施業実施計画（紀南森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程第14条第2項に基づき、国有林野施業実施計画の一部を次のように変更します。

【変更事由】

「「国有林野管理経営規程の運用について」等の一部改正について」（平成31年3月28日付林国経第187号林野庁長官通知）による様式変更に伴い一部計画書を変更します。

2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(3) 水源涵養^{かん}タイプの施業群別の上限伐採面積

国有林野管理経営規程第5条第1項第3号に基づいて定める、水源涵養^{かん}タイプの森林における主伐の上限伐採面積は次のとおりです。計画期間の主伐面積は、施業上類似の取扱いをすべき林分ごとに上限伐採面積を上回って計画することはできません。

(単位：ha)

施業群分類	上限伐採面積	備 考
複層林施業	48	複層林 I 群、II 群
長伐期施業	115	長伐期
通常伐期施業	197	分散伐区 I 群、II 群

注1:上限伐採面積は計画期間5年分の合計面積。

注2:備考欄は施業群の細分。

I 群は過去の施業の取扱いにおいて枝打を計画した、又は実施した箇所。

II 群は I 群以外の箇所。

5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

(1) 保護林の名称及び区域

保護林の箇所別の詳細は次のとおりです。(地域管理経営計画の2の(3)のア)

(単位：ha)

区 分	名 称	面 積	位置 (国有林・林小班)	特 徴 等	備 考
生物群集 保護林	黒蔵谷生物 群集保護林 (保存地区)	515.87	大杉大小屋 1104ろ 1105ろ 1106い 黒 蔵 谷 1107ろ、に 1108ろ 1109ろ～に2、 へ～ち、る 1110い、ろ 1111い、ろ	暖温帯照葉 樹林域の中 に冷温帯落 葉樹林が見 られる等、 日本の植物 分布を考え るうえで、 貴重な森林 の保護	
計	1箇所	515.87			
希少個体群 保護林	大越モミ・ ツガ・アラカ シ等遺伝資 源希少個体 群保護林	193.03	大 越 1133い～は 1134い、ろ	モミ・ツガ ・アラカ シ、アカガ シ・アカシ デの遺伝資 源の保存	
	大塔山照葉 樹林希少個 体群保護林	56.76	大 塔 山 110る 112ち 113は	アカガシ、 シラカシ、 シイ等の照 葉樹林の保 護	
	大塔山モミ・ ツガ・ブナ希 少個体群保 護林	29.57	大 塔 山 111ぬ1～ぬ3 114ぬ 115ほ	モミ・ツガ ・ブナの天 然林の保護	
	亀谷ツガ・ブ ナ希少個体 群保護林	215.81	亀 谷 32い 34い、ろ 35い	ツガ・ブナ の天然林の 保護	
計	4箇所	495.17			
合 計	5箇所	1,011.04			